第7次福島県総合教育計画









令和3年12月

福島県・福島県教育委員会



第7次福島県総合教育計画策定に関する教育長メッセージ

このたび、令和4年度から12年度までの本県教育の基本方針となる第7次福島県総合教育計画を策定しました。

本計画の策定に当たっては、中高生を含む様々な県民の皆様から声を聞かせていただき、誠にありがとうございました。そのような県民の皆様の思いから出来上がった本計画を着実に実施していきたいと考えています。

(本計画の基本的な考え方)

本計画では、福島の良さを大切にした「福島ならではの教育」、そして、一方通行の授業を、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革していく「学びの変革」を掲げています。

現代社会はSociety5.0の到来や地球環境問題等将来を予測することが極めて困難な社会となっています。そして福島県は今後も東日本大震災からの復興・創生に向けて、廃炉、風評等の多様な課題を乗り越えていく必要があります。こうした中で、子どもたち一人一人の幸せと社会全体の幸せであるWell-beingを実現していくためには、社会の課題に主体的に向き合い、多様な他者と協働して解決に向かう力を育んでいくことが不可欠です。

地域の皆様と連携しながら、福島県の地域課題そのものをテーマとした学びやICTを活用した学びを充実させ、子どもたちに必要な力をしっかりと育成してまいります。

(児童・生徒の皆さんへ)

皆さんの中には、福島で生まれ育った人も、県外で生まれ福島に帰還・移住してきた人もいると思います。そして、将来、福島を支えていく人もいれば、世界で活躍する人もいると思います。

今、福島県には、熱い思いを持ち、様々な分野で創意工夫をこらして活躍する素晴らしい大人がたくさんいます。そのような地域の方々と交流しながら学ぶ機会を充実していきたいと思っています。そのような経験は、皆さんが将来どんな場所で活躍するとしても、得難い財産になるはずです。福島県で学んだ経験が皆さんの誇りとなるような、そんな教育を実現していきたいと思っています。

また、日々の生活の中では様々な悩みや課題もあると思います。私たちは、皆さんの可能性を信じ、個性を大切にしながら、誰一人取り残さない、一人一人が主役となる教育を実現していきたいと思っています。

計画策定の過程では、皆さんから、日々感じる課題や願いを聞かせていただきました。今後も皆さんとの対話を大切にしながら、より良い教育を目指します。

(保護者、地域の皆様へ)

「福島ならではの教育」は、福島の地域の良いところをいかす教育です。子どもたちが福島を誇りに思えるような地域に根ざした教育を実現していきたいと思っています。

教育は未来を切り拓く最重要施策です。大人として自立し、社会の課題に主体的に向き合う力を子どもたちにしっかりと育むことが、子どもたちの豊かな人生、将来の豊かな福島をつくることにつながります。そのためには、学校の力だけではなく、地域の力、家庭の力が不可欠です。今後とも、子どもたちの教育のために御協力をお願いいたします。

(教職員を始めとした教育関係者の皆様へ)

本計画の策定に当たっては、本県教育の強みをいかしながら、課題を克服することを目指して検討を進めてきました。「福島ならではの教育」は、SDGs等のグローバルな視点をいかしつつ福島の地域課題そのものをテーマとする探究活動等、これまでの取組を明文化し、本県の強みとして更に充実しようとするものです。地域との連携や探究学習を指標に入れたのもそのためです。一方で、算数・数学、英語等の学力を始めとした課題はしっかりと克服していく必要があります。

学力課題の解決に向けては、今はハードルが高いと感じる目標値もあるかもしれません。しかし、基礎的な学力は、子どもたちが自立し、変化の激しい社会の中で主体的に課題を解決していくための源泉です。9年間で着実に課題を克服していきたいと思っています。

そのためにも、教職員の皆さんが意欲的に、創造的に、やりがいを持って働くことができる環境整備は不可欠です。「学びの変革」と「学校の在り方の変革」は両輪として進めます。

本計画の柱となる方針や施策と具体的な各年度の取組は、今後、「学びの変革推進プラン」を策定し、皆様にお示ししていく予定です。

(結びに)

本計画は、県民の皆様との対話と協働を大切にしながら策定してきました。今後9年間の計画の実施に当たっても、教職員や保護者の皆様、そして地域の方々との対話と協働を大切にしながら、皆様と思いを共有し、子どもたちが安心して心を動かしながら学ぶことができる福島ならではの教育を実現していきたいと考えています。

令和3年12月 福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

【 目 次 】

はじめに 「学びの変革」の推進に向けて
第1章 計画の策定に当たって
1 計画策定の趣旨3
2 計画の性格
3 計画の期間
4 計画の進行管理4
第2章 福島県の教育を取り巻く現状と課題
1 考慮すべき社会の現状と変化
2 福島県の教育の主な現状と課題 7
3 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生の過程を振り返って10
4 AIの進化や新型感染症対策の中で見えてきた学校の意義10
第3章 目指すべき教育の姿
1 県総合計画に掲げた教育の姿12
2 本計画に掲げる育成したい人間像・育む力12
3 「福島ならでは」の教育13
4 「福島ならでは」の教育と「学び」の意義15
5 「福島ならでは」の教育とSDGs17
第4章 施策の展開19
○施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する19
○施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する20
○施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって22
多様性を力に変える土壌をつくる
○施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる23
「福島を生きる」教育を推進する
○施策5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる25
○施策6 安心して学べる環境を整備する26
参考 県民の皆さんの声32

【表紙の写真】

左上:理科体験講座(スーパーサイエンス講座) 右上:ICT活用による近隣校との算数の授業 左下:1人1台端末を活用した個別学習 右下:校内の太陽光型植物工場での実習

はじめに「学びの変革」の推進に向けて

福島に生まれて、福島で育って、福島で働いて、福島で結婚して、福島で子どもを産んで、福島で子どもを育てて、福島で孫を見て、福島でひ孫を見て、福島で最期を過ごす。 それが私の夢なのです。あなたが福島を大好きになれば幸せです。¹

平成23年8月、東日本大震災・原子力発電所事故のわずか5か月後に行われた「第35回全国高等学校総合文化祭(ふくしま総文)」において本県の高校生から発せられたこの言葉には、多くの大人が勇気づけられました。それから10年が経過し、福島県を取り巻く環境は大きく変わりました。福島県で生まれて福島県を担う人もいれば、県外で生まれて福島県に移住する人、福島県で生まれて福島県に思いを寄せながら世界に羽ばたく人等もいます。福島県に関わった多くの人が、福島県に思いを寄せ、復興・創生に向けて尽力している現状を踏まえて冒頭の言葉を振り返ると、生まれた場所や将来働く場所は異なるとしても、福島県に関わる人々が「福島を大好き」になり、より良い福島県、より良い社会の創造に向けて思いを寄せ、たくましく行動し続ける姿こそ、福島県が目指すべき姿であると考えます。

そのような中、第7次福島県総合教育計画(以下「本計画」という。)を策定するに当たり、県内各地の様々な特色を持つ高校の代表生徒を招いて実施したワークショップでは、学校生活の課題を社会の課題などと結び付けながら自分の言葉で解決策を話し合い、自分とは異なる考えにもお互い真剣に耳を傾け最善策を見いだそうとする姿がありました。自分たちでより良い学校生活や福島県を創り上げていこうという気概と、他者と積極的に協働しようとする意識が感じられ、未来の教育に向けてさわやかな風が吹きました。

本県の教育関係者は、復興・創生に向けて長い道のりを歩むことを見据え、震災直後から今に至るまで、教育が未来を創造しているという自負を持ち、子どもたちが必要な力を身に付けられるよう奮闘してきました。その過程では、子どもと大人が共に学び合い、自分の生き方を考え、社会を創造していくために試行錯誤する学びが展開されてきました。その結果として、社会の課題に対して当事者意識を持った子どもたちが育っています。

震災後の取組によって見えてきたことは、本県が復興・創生を果たし、個人と社会のWell-being²を実現していくためには、「急激な社会の変化の中でも、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人」を育てていくことが不可欠であることです。そして、そのような人を育てていくためには、全ての子どもに必要な資質・能力を確実に育成することを目指し、一方通行の画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学

¹「ふくしま総文」で実演された構成劇「ふくしまからのメッセージ」の中の台詞。

²Well-beingとは、「良好な状態」等と訳されるが定訳はない。近年、OECD等で教育目標として使われている。所得や財産、職業、給料、住宅などの物質的な豊かさだけではなく、健康や市民としての社会参画、社会的関係、教育、安全、生活への満足度、環境などの生活の質などを含む概念である。

び、探究的な学びへと変革することで(本計画では、これを「学びの変革」と呼ぶ。)子どもと子どもに伴走する大人、学校と地域等が垣根を越えて学び合い、多様性を力に変えていくことができる教育を実現するとともに、福島県で学ぶことで福島県に誇りを持つことができる教育を実現していくことが必要です。そして、その実現のためには、「子どもたち一人一人に必要な力を確実に育成していく」ことが学校の役割であることを再確認した上で、膨大な業務によって教員の健康が損なわれかねない状況や、授業準備や日々の研さん、研修に時間を割くことができない状況に陥っている「学校の在り方」もまた変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる環境を実現していくことが必要です。

以上のように、画一的な授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへの変革をしていくことを私たちは「学びの変革」と呼び、これからの本県の教育の柱としました。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

福島県では、昭和41(1966)年に第1次福島県長期総合教育計画を策定して以来、これまで6次にわたり総合教育計画を策定し、本県における教育行政の効率的かつ効果的な推進に努めてきました。平成22年度から平成26年度までを計画期間とする第6次福島県総合教育計画(以下「6次計画」という。)においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(以下「東日本大震災」という。)・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う影響(以下「原子力災害」という。)を受けて平成25(2013)年度から令和2(2020)年度までを計画期間として一部見直しを行い、早急な教育環境の復旧・復興を図りながら各施策を展開してきました。この間に、復旧・復興の進捗や新型コロナウイルス感染症の感染拡大、学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想3の推進等様々な変化が起こりました。

このような様々な状況変化を踏まえながら、本県が目指す教育の理念や方向性を明らかにし、教育委員会、学校、地域、保護者等様々な人々で思いを共有しながら、その実現に向けた教育施策を総合的・計画的に推進するための指針として、本計画を策定しました。

2 計画の性格

(1) 福島県総合計画の部門別計画

本計画は、福島県総合計画(令和3年10月議決)(以下「県総合計画」という。) の部門別計画であり、県づくりの理念等を共有し、目指すべき教育の姿を明ら かにしています。

(2) 教育振興基本計画

本計画は、教育基本法第17条第2項において地方公共団体が定めるよう努めることとされている教育振興基本計画としての性格も有しており、私学教育や大学教育も含めた学校教育、社会教育、生涯学習に関する総合的な計画としています。

3 計画の期間

県総合計画が、30年先の未来について思い描きつつ、10年程度先のふくしまの将来の姿(未来予想図)を創り上げることを目指し、令和4年度を初年度とする9か年計画とされていることを受け、本計画の期間も、令和4年度から令和12年

³GIGAスクール構想とは、1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること、これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す構想。

度までの9年間とします。

4 計画の進行管理

本計画の運用に当たっては、毎年度作成する「学びの変革推進プラン」において、各年度の最新の状況を踏まえて、当該年度に具体的に実施する取組を明らかにするとともに、毎年度計画の進捗状況を点検・評価し、計画の適切な運用に努めます。また、点検・評価に当たっては、設定した指標を参考として定量的な評価を行いつつ、数値化できない事柄については定性的に評価を行い、多角的に進捗状況を評価します。

第2章 福島県の教育を取り巻く現状と課題

1 考慮すべき社会の現状と変化 【全国的な状況】

(1) 現 状

我が国では、少子高齢化が急速に進展し、平成20 (2008) 年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えています。人口構成も変化し、65歳以上の高齢人口が、平成9 (1997) 年には14歳未満の若年人口の割合を上回り、令和2 (2020) 年には全人口の28.9%を占める3,619万人と増加を続けています。また、明治29 (1896) 年以来20歳と定められていた成年年齢が、令和4 (2022) 年4月1日から18歳に引き下げられ、18~19歳の若者の積極的な社会参加が求められます。

近年、 IoT^4 、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術革新が進んできており、これら先端技術はあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である $Society5.0^5$ の到来が予想されています。

情報通信技術や交通手段の発達により、グローバル化・ボーダレス化が進展しています。また、先進国・途上国が共に持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs⁶に関する取組も広がっています。

令和2年初頭から全世界的に流行した新型コロナウイルス感染症によって、 感染拡大防止の観点から身体的距離の確保など「新しい生活様式」への転換が 進められ、テレワークの導入や学校における遠隔学習等、社会全体でのICTの 整備と活用が急激に進んでいます。

また、近年は、台風や大雨、地震による大規模な自然災害が多発し、全国各地で大きな被害が生じています。

(2) 今後予想される姿

2050年には日本の総人口は1億人を下回ることが予測され、15~64歳の生産年齢人口は、令和2 (2020) 年の7,406万人(総人口に占める割合59.1%)から2050年には5,275万人(同51.8%)まで減少することが推計されています。

平成25 (2013) 年に発表された論文 「雇用の未来」では、アメリカでは技

⁴IoTとは、「Internet of Things」の略称であり、「あらゆるモノがインターネットにつながる」ことを 指す。

⁵Society5.0とは、内閣府の「第5期科学技術基本計画」において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」のこと。

 $^{^6}$ SDGsとは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。(その下に、169のターゲット、232の指標が決められている。)

⁷2013年に英オックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン准教授(当時)がカール・ベネディクト・フライ研究員(当時)と共著で発表した論文。英題は「The Future of Employment」。

術革新の進展により、10年か20年程度の期間に現在の職業の約半数がなくなる可能性があることが明らかになっています。その一方、新たな仕事が創出されることで雇用形態や労働市場が大きな影響を受ける可能性も指摘されています。世界のGDPに占める日本のGDPの割合は令和2(2020)年の5.3%から、2040年には3.8%、2060年には3.2%まで下がることが予測されており、国際社会における日本の存在感の低下が懸念されます。

また、世界的には、インド、アフリカなどでの爆発的な人口増加による食糧のひっ迫、地球温暖化の進展とエネルギー資源の枯渇等の複雑な課題が引き続き存在することから、日本においても再生可能エネルギーの利用の拡大、再生可能資源の活用の推進など地球規模の課題の解決に向けた取組を継続していくことが予想されます。

【福島県の状況】

(1) 現 状

本県は、北海道、岩手県に次ぐ全国3番目の面積を有し、「はま・なか・あいづ」に代表される地域ごとの多様性と豊かな文化があります。

本県では、全国を上回る少子高齢化が進んでおり、令和元(2019)年の人口の構成比は、高齢人口の割合が31.5%、生産年齢人口の割合が57.0%となっています。また、東日本大震災・原子力災害に伴う県外避難等により、平成23(2011)年7月の人口は昭和53(1978)年以来33年ぶりに200万人を割り、令和3(2021)年4月には181万人と減少が続いています。

いまだに帰還困難区域が存在し、避難者は3万人を超えているほか、根強い 風評と風化の問題もある等、10年を経過しても東日本大震災・原子力災害の影響が続いている状況です。さらに、令和元年の東日本台風、令和3年の東日本 大震災余震等の大規模な自然災害による被害の発生、新型コロナウイルス感染 症の感染拡大等の課題もあるため、これらを乗り越えて復興・創生に取り組ん でいく必要があります。

(2) 今後予想される姿

福島県人口ビジョン(平成27年11月策定(令和元年12月更新))では、現状のまま人口が推移すると2040年には約143万人となり、就業者数も平成27(2015)年の92.2万人から61.5万人にまで減少することが予想されています。これによって、人手不足が大きな課題となることが懸念されており、また、地域の伝統的な文化や祭りなど、これまで県内で維持されてきた地域コミュニティが衰退するおそれがあります。

復興に向けた取組も続きます。福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の廃炉は30~40年単位で進められています。除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分を完了することとされています。また、帰還困難区域の全ての避難指示の解除に向けた取組も続けられています。再生可能エネルギーについては、2040年頃を目途に、県内エネルギー需要量100%以上の創出を目標として導入が進められています。

2 福島県の教育の主な現状と課題

(1) SWOT分析の状況

6次計画に基づき実施してきた施策の検証を踏まえつつ、策定時には想定されていなかった本県の教育を取り巻く状況の変化を含めて、本県の教育の主な現状と課題についてSWOT分析®を行いました。

福島県の教育の「強み」としては、基本的生活習慣が身に付いている児童生徒が多いこと、退学者数や問題行動件数、少年犯罪件数が少なく、生徒指導面で落ち着いていることが挙げられます。また、自分で計画的に家庭学習に取り組む児童生徒が小・中学校とも全国平均を上回っていることが多いことが挙げられます。

「課題」としては、学力面では算数・数学、英語が苦手であること、読解力が低い子どもが少なからず存在していることが挙げられます。また、生徒指導面では震災等を契機とした心のケアが必要な子どもが今なお存在していること、不登校児童生徒が増加していること、肥満傾向児の割合が増加していることが挙げられます。さらに、長時間勤務を行わなければならない教員の存在、ベテラン教員の大量の定年退職と近年の教員の志願者の減少傾向、ICT環境整備の遅れと教員のICT活用指導力の低さ、特別な支援が必要な子どもの増加による学びの場の整備も課題です。

「機会」としては、震災を契機とした他地域の人々とのつながり、福島イノベーション・コースト構想。での県内全域における人材育成の波及や福島ロボットテストフィールドなどの新たな研究環境の整備、文化財の有効活用に向けた法整備等が挙げられます。

「おそれ」としては、家庭教育を取り巻く困難な状況、過疎化や少子高齢化の加速、避難地域の人口減少等による地域のつきあいの希薄化、貧困や経済的格差、ICTの急速な浸透による情報モラルの欠如が原因と考えられるトラブルの発生、東日本大震災・原子力災害に関わる風評と風化の問題等が挙げられます。

なお、県内であっても地域や学校によって、強みや課題に違いがあることに ついても留意することが必要です。

(2) 課題に関する要因分析

これらSWOT分析を踏まえて、課題の部分について、特に要因を分析する と以下のようなことが考えられます。なお、教育については、複合的な要因が 絡み合っていること等に留意が必要であり、今後、ふくしま学力調査¹⁰等の結

 $^{^8}$ SWOT分析とは、目標を達成するために組織や個人の事業上の競合やプロジェクト計画などに関係する脅威について、内部環境や外部環境のプラス面、マイナス面を「強み(Strengths)、課題(Weaknesses)、機会(Opportunities)、おそれ(Threats)」の4つに分けて分析することで、事業の現状を把握するのに効果的なフレームワーク。本県では、内部環境を教育環境、外部環境を社会環境として分析を行った。

⁹福島イノベーション・コースト構想とは、東日本大震災・原子力災害によって失われた浜通り地域等 の産業を回復するため、新たな産業基盤の構築を目指す国家プロジェクト。

¹⁰ふくしま学力調査とは、「どれくらい難しい問題に正答できたか」という視点に基づき、問題の難易度を考慮に入れて学力を測定し、経年で比較することにより一人一人の児童生徒の伸びが把握できるもの。学力の状況や実態に応じた学習指導が可能になり、また、非認知能力と学力の相関関係も比較できる。

果を踏まえて、計画期間中も不断の検証を行っていくことが必要です。

【児童生徒の学力について】

まず、本県の児童生徒は、算数・数学の学力が全国平均を下回る等、学力面で課題があります。特に、全国平均に比べて成績下位層の割合が高く、成績上位層の割合が低い傾向があります。

近年の調査研究によると、一般的に、学力は、子どもの非認知能力¹¹や学習への取り組み方(学習方法や学習時間)、学校の取組、家庭の社会的・経済的背景(所得や父母の学歴等)等様々な要因との関係が指摘されています。

こうしたことを踏まえて本県の子どもたちの状況を見ると、非認知能力の一部と考えられる規律性や挑戦心については全国と比較して高い一方で、自己肯定感等については震災以降改善傾向にあるものの全国と比較して低い傾向にあります。

また、子どもたちの学習への取り組み方については、家庭学習スタンダード¹² 等に基づく家庭学習の推進の結果、家で計画を立てて勉強をする児童生徒の割合や1日1時間以上勉強する児童生徒の割合は増加傾向にあり、全国と比較しても高い傾向にあります。ただし、1日2時間以上勉強する児童生徒の割合は全国よりも低い傾向にあり、改善の余地もあります。

さらに、一般的に、成果を上げている学校では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善、校長のリーダーシップや同僚性の構築による学校内の方針の共有や学び合い、研修成果の活用、各種学力調査の積極的な活用等がよく行われているとの研究結果があります。このような点について本県の取組状況を確認すると、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善(習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫、課題の解決に向けて自分で考え自分から取り組むことができる授業、話し合い等の活動で自分の考えを深めたり広げたりすることができる授業等)や各種学力調査の分析結果を用いた教育指導の改善や指導計画等への反映については、全国と比較して「よく行った」と回答した学校が少なく、改善の必要があります。

家庭の社会的・経済的背景については、東日本大震災・原子力災害による家庭への経済的・精神的な打撃が大きかったこと等が本県の児童生徒の学力に一定程度影響を及ぼしている可能性も考えられます。一方で、一般的には、学校の取組や児童生徒の学習への取り組み方によって、不利な環境を克服することができるとの研究もあります。

なお、他県と比較して児童生徒の算数・数学等の学力が低い状況については、 子どもたちの進路や職業選択の幅を狭める可能性や社会的・職業的自立に必要 となる力、福島イノベーション・コースト構想等本県の復興・創生を担ってい

¹¹非認知能力とは、テストで計測される学力やIQなどとは違い、自分の感情をコントロールして行動する力があるなど性格的な特徴のようなもの。(「自制心」「自己効力感」「勤勉性」「やりぬく力」等)。

¹²家庭学習スタンダードとは、家庭学習を通して「自己マネジメント力」を育むことを目指して、地域・家庭と学校が連携・協力しながらお互いの役割を果たしていくことができるようにするため、本県が作成したリーフレットのことで、家庭でも家庭学習を振り返られるようにチェックリストも盛り込まれている。

くために必要となる基礎的な力を十分身に付けられていない可能性等が考えられ、早急に改善を図っていく必要があります。¹³

【児童生徒の心身の健康について】

心のケアが必要な子どもは現在も一定数存在しており、不登校児童生徒数も増加傾向にあります。一方で、スクールカウンセラー¹⁴やスクールソーシャルワーカー¹⁵の配置等によるきめ細かな心のケアを通じて、一定程度の効果も出てきており、例えば、心のケアが必要な子どもの割合は減少傾向が続いており、また、平成27年度に全国並となった不登校児童生徒の出現率についても現在では全国を下回る水準となっています。

肥満傾向児童生徒数の割合は、震災以前から全国を上回っており、震災以降 更に顕著に増加しました。自分手帳¹⁶の活用、児童期運動指針による運動習慣 の改善や食育の推進による食習慣の改善を行い、近年は一部改善傾向が見られ ますが、引き続き取組を続ける必要があります。なお、子どもの体力について は、震災後に大きく落ち込みましたが、近年は回復しています。

【教育環境について】

教員の勤務時間については、「多忙化解消アクションプラン」に基づく取組を行ったことで近年は減少傾向にあります。一方で、いわゆる過労死ラインとされる月80時間を超える時間外勤務を行わなければならない状況にある教員も一定数存在しています。長時間にわたる部活動指導等、一度「子どものために」と始めた活動は、関係者と調整しながら削減・見直しを行っていくことが難しいという現状を指摘する意見もあります。このような多忙化の状況は、教員の健康を損なうだけではなく、教員の志願者の減少等にも影響を及ぼしていると考えられます。さらに、教員が新たな学びを創造するために必要な研修や研究、多様な経験を積む時間の減少にもつながり、教育の質の低下を招くことにもつながりかねません。

こうした状況を踏まえ、効果が出ている施策については継続しつつ、学校での学び方や教職員の働き方等を含めた学校の在り方について、見直しをしていくことが必要です。

¹³学力が低い状況については、移住・定住を促進する上で障害となる可能性も指摘されている。「若者の移住に関する調査」(一般社団法人移住・交流推進機構・2017年10月公表)では、移住先の子育て環境として重視する点について尋ねたところ、「自然とのふれあい」(43.0%)に次いで「学力・知力の向上ができる教育環境」(26.8%)が多い結果となっている。

¹⁴スクールカウンセラーとは、臨床心理に関する高度な専門性を有し、生徒指導等に係る課題に対応するため学校に配置された者。

¹⁵スクールソーシャルワーカーとは、社会福祉等の専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対して、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る者。

¹⁶自分手帳とは、自分の健康状態や体力の状況、食習慣や食生活の状況を小学校から高等学校まで継続して記録することで、児童生徒一人一人が、自己の体力や健康に関心を持ち、学校での保健指導や体育指導の内容をいかしながら、運動習慣や食習慣、生活習慣の改善に進んで取り組むために使用するもの。原子力災害による屋外活動の制限等に伴う子どもの体力・運動能力の低下、肥満が問題となり、福島県教育委員会が作成し、配布している。

3 東日本大震災・原子力災害からの復興・創生の過程を振り返って

東日本大震災から10年が経過し、本県の復興はいまだ途上ですが、避難指示区 域等の解除による学校の再開など、復興・創生の歩みは着実に進んでいます。

震災以前から、本県には少子高齢化や過疎化等の課題がありましたが、震災により、課題が一層先鋭化・深刻化しました。近年は一部回復傾向にありますが、心のケアが必要な子どもの増加、外遊びの自粛による体力低下、避難指示区域等の解除後の子どもの減少等様々な課題が生まれました。

一方で、本県の教育には希望も見えてきています。本県が困難な状況にあるからこそ前を向くために必要となるレジリエンス¹⁷や助け合う精神、放射線や復興等に関する考え方が様々であるからこそ必要となる対話と協働の文化、全国からの支援によって生まれた県内外とのつながり等です。また、課題そのものを学びとした探究学習や風評払拭の観点からのGAP¹⁸教育、避難指示区域等の解除後の学校における児童生徒数の減少といった課題を克服するための遠隔合同授業、外遊びの自粛による体力低下等を克服するための自分手帳の活用等、本県独自の先進的な取組が生まれています。このような課題先進地の本県で、ピンチをチャンスに変えようと努力してきた成果については、本県の強みとして重視していくべきものです。

また、原子力災害は、科学技術の進歩とそこに内在するリスクに、社会としてどう向き合うべきなのかという問題を、私たちに再認識させました。科学技術の進歩が生活を豊かにし、時に多くの人の命を救う一方で、様々なリスクを生み出した現代社会において、二度と悲惨な災害を繰り返さないためには、科学技術や法律、政治、哲学、数理解析等のあらゆる知恵を駆使して、対話によって望ましい社会を見いだしていく必要があることを、本県の教育の在り方を考えていく上でも教訓としていくべきです。

4 AIの進化や新型感染症対策の中で見えてきた学校の意義

AIを始めとした科学技術の進展の中で、これまでどおりの形態の学校が必要なのかという指摘もあります。学校において、教員から児童生徒への一方通行の講義形式の授業だけが行われているとすれば、臨時休業等の非常時以外についてもオンデマンド授業19さえ行えば良いとの誤解が生じる可能性もあります。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、令和2年初頭には、全国の学校が長期の臨時休業となり、社会では学力や体力の低下、精神的な影響、共働き家庭の子どもの居場所の不足、給食停止による栄養面の心配、虐待等様々な懸念が生じました。これによって、学校は学力保障だけではなく、人とのつながりや体験を保障していることやセーフティネット的役割を担っていることが改

¹⁷レジリエンスとは、ストレス場面から心理的に回復する能力のこと。心理学や教育学において用いられている。

¹⁸GAPとは、「Good Agricultural Practices (農業生産工程管理)」の略称であり、農業において、食品 安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。

¹⁹オンデマンド授業とは、事前に収録された授業を、インターネット等のメディアを通じて、視聴したい時間に受講をする授業形態。

めて多くの人に再認識されました。また、臨時休業中のオンデマンド授業や双方向のオンライン授業等も多くの学校で実施されましたが、それだけでは実施が困難になった活動もありました。具体的には、実習や実験、他県や海外に赴く活動等の直接的な体験をする活動には多くの制限が生じました。また、教室の対面授業であれば自然発生的に生まれる子ども同士、子どもと教員の会話や触れ合いも行いづらくなりました。さらに、オンデマンド授業では、子どもたちの理解度やモチベーションに合わせた教員による指導が行いづらいといった課題も生じました。

こうしたことを踏まえると、子どもに伴走し個性を引き出す教員の存在、様々な体験、コミュニケーション等が学校の強みであると考えられます。だからこそ、このような学校の強みを最大限発揮していくことができるよう、学びや学校の在り方を変革していくことが必要です。

第3章 目指すべき教育の姿

1 県総合計画に掲げた教育の姿

県総合計画では、県づくりの理念として、「多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会(県)づくり」「変化や危機にしなやかで強靱な地域社会(県)づくり」「魅力を見いだし育み伸ばす地域社会(県)づくり」の3つを掲げました。そして、これらを踏まえた基本目標を「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれるふくしまを共に創り、つなぐ」として定めました。その上で、多くの県民の皆さんから頂いた意見も踏まえ、"「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ(深化、進化、新化)する豊かな社会"を目指すこととしています。こうしたことを踏まえた具体的な政策を進めるに当たり、「誇り」「連携・共創」「挑戦」「ご縁」「信頼」が大事にしたい視点として、具体的な政策の1つとして「『福島ならでは』の教育の充実」を掲げました。

本計画は、上記のような県総合計画の部門別計画の1つとして策定するものです。そして、本県がどのような未来を実現していくのかということと、本県の子どもたちをどのように育てていくのかということは密接に関係します。教育政策は本県の未来を創造する上での最重要政策であるという自負を持って「福島ならでは」の教育の充実に取り組む必要があります。

2 本計画に掲げる育成したい人間像・育む力

現代は人口減少、少子高齢化、AI等の技術革新の急激な進展等によって、社会や生活の在り方に様々な変化が起こる予測困難な社会となっています。また、本県の子どもたちは、今後も続く復興・創生に、様々な立場で関わっていくことになります。このような状況の中で、一人一人の多様な幸せと社会全体の幸せを意味する個人と社会のWell-beingを実現することが求められています。

大人が持つ既存の考え方や価値観が必ずしも正解であるとは限りません。正解が1つとは限らない社会において、子どもたちが個人と社会のWell-beingを実現するためには、自らの力で豊かな人生を切り拓き、多様な他者と共に豊かな社会を創造していくことが必要になります。特に、様々な要素を含む困難な問題を抱える本県であるからこそ、多様な他者との対話や協働を重視していく必要があります。

以上のことから、福島県で育成したい人間像を以下のとおりとしました。

〈福島県で育成したい人間像〉

急激な社会の変化の中で、 自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、 多様な個性をいかし、対話と協働を通して、 社会や地域を創造することができる人 そのために、自己、他者、社会と向き合う上で必要となる次のような力を育んでいく必要があります。

1つ目は、自己と向き合う観点からの力です。例えば、自己を客観的に分析・評価した上で、自己の強みを理解して使いこなし、自己肯定感や自己有用感を持つとともに、自己の課題を主体的に解決するために、自ら学び続け、自己を管理し、自己決定することができる力が考えられます。

2つ目は、他者と向き合う観点からの力です。例えば、他者に対して謙虚さと 寛容の心を持ち、対話するために必要なコミュニケーション能力や読解力を備え、 他者との違いを新しい価値を生み出すために重要なものとして受け止め、協働す ることができる力が考えられます。

3つ目は、社会と向き合う観点からの力です。例えば、社会の課題に対して主体性や当事者意識を持って自ら問いをつくって粘り強く向き合い、膨大な情報の中から必要な情報を選び取り、前例にとらわれず挑戦し、新たな価値、産業、文化を創造していく力が考えられます。

このような力はAIによって代替していくことが困難なものばかりであり、学校、地域、保護者等社会の様々な関係者が考えを共有し、子どもたちの発達段階に応じて育成していく必要があります。

3 「福島ならでは」の教育

このような育成したい人間像や育成したい力については、社会の状況はもとより、東日本大震災後の本県の状況を踏まえても必要と考えられるものです。そして、このような育成したい力を育む教育は、既に、本県が復興・創生の過程で取り組み始めたものです。本県がピンチをチャンスに変えるべく努力をしてきたこのような取組は、本県の教育の強みであり、広く関係者で認識し、「福島ならでは」の教育として発展させることで、本県の教育の充実につなげていくことが必要です。

(1) 「福島らしさ」

本県は、「はま・なか・あいづ」に代表される広い県土だからこその多様性、それぞれの地域の文化と歴史、豊かな自然環境といった独自性があり、これらが「福島らしさ」を形作ってきました。また、人と人との触れ合いや支え合いの精神など、人々の温かさや絆が息づいている県民性も「福島らしさ」の1つです。それに加えて、他の地域よりも複雑で多くの課題を抱える中で、地域の人々が手を取り合って果敢に挑戦を続けていることも、今や「福島らしさ」となっています。

東日本大震災・原子力災害によって、避難や賠償、放射線に関する考え方の違い等により県内外に様々な分断や深い溝が生まれました。そのような困難な状況だからこそ本県の人々は前を向き、対話によって立場や考え方の違いによる溝を埋め、同じ目標に向けて協働してきました。また、放射線に対する科学的な知識を身に付け、論理的に自らの言葉で説明していくことの必要性を感じ、実践してきました。そして、廃炉などの前例のない課題に対しては、どのような技術や方法であれば実現できるのかを模索しながら挑み続けています。

(2) 「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育

教育の場では、東日本大震災以前から「福島らしさ」をいかし、豊かな自然環境や地域の多様な魅力をいかした体験活動等に取り組んできました。加えて、震災以後は困難な中にあっても相手の立場を理解し、「自分事」として行動していくための演劇教育²⁰や道徳教育、放射線に関する科学的な理解を深めるための教育、本県の課題そのものを題材とした課題解決学習等に取り組んできました。これらの学びの過程では、子どもが大人から学ぶだけではなく、子どもたちの取組に大人が勇気づけられたり、学んだりすることもありました。また、生徒数の減少等の課題を克服するためにICTを取り入れ、遠隔地との合同授業を進めたり、外遊びの制限等によって生じた肥満傾向児童生徒の増加や体力の低下等の健康課題の克服に向けて自分手帳を活用したりするなど、先進的な教育活動等も進めてきました。

福島県の復興・創生を見据えると、これからは、一人一人が持つ可能性を最大限に伸ばし、一人一人にとってより良い生活・人生につながっていく教育であると同時に、立場や考え方、強みの異なる県内外・国内外の人々と対話・協働して、新たな技術や方法、価値を創造していく教育を目指すことが必要です。このような教育は、本県の教育現場でこれまで取り組んできた「福島らしさ」をいかし、個性を伸ばし、対話と協働によって、多様性を力に変えるために行ってきた教育であるといえます。そのため今後もこのような教育を重視していきます。

具体的には、以下のようなことが考えられます。

(他者との対話と協働に向けて)

- ・ 地域課題そのものをテーマとした探究学習によって学校と地域、子どもと 大人が垣根を越えて学び合うこと。
- ・ 都市部と中山間地域、農山漁村など、県内外の異なる地域との交流を対面 とオンラインの両方によって深めることで課題解決の糸口を見いだしていく こと。
- ・ ローカルな課題をグローバルな課題と結び付けて考えることで、福島の課題を県内外、国内外と共有していくこと。
- ・ 原子力災害の事実やその教訓、放射線等について理解し、自分の言葉で語 り発信していくこと。

(新たな技術や方法、価値の創造に向けて)

- ・ 課題先進地域だからこそ失敗をおそれずに挑戦するとともに、課題や壁に ぶつかり、失敗しても、そこから学ぶべきことを学び、失敗を克服して答え を導き出していくこと。
- 1人1台端末等の環境をいかし、福島イノベーション・コースト構想にお

²⁰演劇教育とは、コミュニケーション教育の1つ。本県では、自己を理解・表現するとともに、他者を 演じることで他者への理解を深め、豊かな人間性を育成するという観点から、いわき総合高等学校や ふたば未来学園中学校・高等学校等で取り入れてきている。

いて行われている農業の高度化やプログラミング等を体験しながら課題解決 に向けて考えを深めること。

(多様性の尊重に向けて)

- ・ いじめを許さず多様性を尊重するための道徳教育や演劇教育を取り入れていくこと。
- ・健康長寿県の実現に向けて、心身の健康に向けた取組を継続すること。

発達段階や地域、学校によって、方法は様々であると考えられますが、グローバルとローカル、デジタルとアナログ、学校と地域等の様々な要素も柔軟に取り入れながら、個別最適化された学び、協働的な学び、対話的な学びによって、全ての子どもたちに必要な資質・能力を確実に育成し、多様性を力に変える教育を実施していきます。

(3) 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育

子どもたちは、自らの力で自らの人生を切り拓いていきます。福島県で生ま れ育ち福島県の復興・創生を担っていく子どももいれば、朝河貫一や野口英世 のように福島県で生まれ育ち世界的に活躍する子どももいます。また、今後の 復興・創生を考えれば、福島県に移住してくる子どもも増えていくことが考え られます。だからこそ、生まれた場所や将来働く場所は異なったとしても、福 島県で学び育つ過程で、自分の身近な地域の良さを感じ、愛着を持ち、福島県 に誇りを持つことができる教育を実現していく必要があります。その際、これ までも行われているように、福島県の豊かな文化や歴史、豊かな自然環境、第 1次産業が生み出す産物そのものを福島ならではの教材として扱うことは、子 どもたちが福島に誇りを持つことのきっかけとなるだけではなく、子どもたち の学びをより豊かなものにしていくことにもつながります。また、東日本大震 災・原子力災害によって生まれた「福島らしさ」があることも踏まえて、東日 本大震災・原子力災害のことを知り、今の福島県を知り、自分と福島県の未来 の両方を考えていくことができる教育を展開していくことも重要です。このよ うに子どもたちを育てていくことで、県内外とのつながりを大切にし、多様性 に富んだ福島県を創造していくことができます。

このため、福島で学び、福島に誇りを持つことができる教育を「福島を生きる | ²¹教育として実施します。

4 「福島ならでは」の教育と「学び」の意義

「福島ならでは」の教育を重視していくことは、既存の教科等における学びを 軽視することではなく、より着実に子どもたちに必要な力を総合的に育むことを 目指すものです。

「学び」は、正解のない社会の課題に向き合うための道標になるものです。学

²¹本計画の冒頭に記載した平成23年8月開催の「ふくしま総文」で実演された構成劇の台詞を参考にして考えたもの。

ぶことによって、自らが実現できることを増やしていくことができ、これによって、自己実現を果たしていくことや他者を支えることができるようになります。 結果として、「OECD Learning Framework 2030型」でも目標とされる個人と集団のWell-beingにつながります。このような「学び」の意義を、多様な子どもたちが学ぶ過程で自ら見いだしていくことができるようにしていくことが必要です。

このように考えると、「学び」によって得られる「学力」を、暗記によって得られる知識等に限定して考えるべきではありません。元来、子どもたちに培いたい力は、知・徳・体3といった様々な力があります。加えて、近年は「学力」の捉え直しがなされており、「OECD Learning Framework 2030」では「新たな価値を創造する力」「対立やジレンマを克服する力」「責任ある行動をとる力」という3つの力が示され、これらには知識、スキル、態度及び価値が含まれているとされています。また、新学習指導要領では、生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力、人間性等」を、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となる子どもたちに育成することが掲げられています。

こうしたことを考えると、一方的に知識を伝達する授業から、個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学び²⁴へと、学び方を変革していくことが必要です。例えば、発達段階に応じつつ、SDGs等のグローバルな視点をいかした地域との関わりの中での探究的な学びと、各教科の中での主体的・対話的で深い学びを往還することで、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むとともに、子どもたち自身が学ぶ意義を見いだすことにつながります。また、学ぶ過程で多様な他者と関わることは、自分の強みを認識し、磨き、夢や目標を見いだすことにもつながります。そうした学びを実現する上では、子どもたちが未熟な存在ではなく、主体的に学び、決定することができる自律した存在であることを念頭において、子どもたちの可能性を信じて共に学ぶことが大人たちに求められます。

こうした「学び」の意義や「学力」等について、学校、家庭、地域が共通の認識を持ち、それぞれの役割を果たしながら、地域の文化に目を向け、子どもと子

²²OECD (経済協力開発機構)が2015年から開始したEducation 2030プロジェクト (2030年という近未来に子どもたちに求められる力、カリキュラムや教授法、学習評価などについて検討するプロジェクト)の中間的な報告として2018年に公表した文書。なお、2019年には当該報告を発展させ、「OECD Learning Compass 2030」を公表している。

²³知は「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力」、徳は「自らを律しつつ、他人と共に協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」、体は「たくましく生きるための健康や体力」などのこと。 ²⁴これらの学びについては、新学習指導要領や中央教育審議会答申を踏まえると、以下のように考えられる。

[・] 個別最適化された学び…「指導の個別化」(学習内容の確実な定着の観点から、一人一人の特性、学習進度、学習到達度等に応じて、指導方法、教材、学習時間等の柔軟な提供・設定を行ったり、必要に応じて重点的な指導等を行ったりする学習活動)と「指導の個性化」(学習を深め、広げる観点から、一人一人の興味、関心、キャリア形成の方向性等に応じて、学習活動や学習課題の提供を行う学習活動)を学習者目線から捉えた学習活動。教師目線から捉えると「個に応じた指導」。

[・] 協働的な学び…異なる考え方が組み合わさりより良い学びを生み出す観点から一人一人のよい点や可能性をいかし、多様な他者と協働する学習活動。

[・] 探究的な学び…課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う一連の学習活動。

どもに伴走する大人が協働して学びの環境をつくることが豊かな教育環境をつくることにつながります。

これが、本県が目指す「福島ならでは」の教育です。

5 「福島ならでは」の教育とSDGs

本計画が目指す「福島ならでは」の教育は、SDGsの理念と深い親和性があります。SDGsの目指す「誰一人取り残さない多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現」は、「多様性を力に変える教育」の根底となるべき理念です。

また、SDGsについては、全ての国、全てのステークホルダー²⁵、全ての人が参画し、目標の達成のために必要とされるあらゆる資源や手段を取り入れて、取り組むこととされています。そのような、自治体や企業、大学、NPO等の様々な主体が連携・協働しながら、共通する目標の達成に向けて取り組む姿は、本県の目指す教育の姿そのものです。

さらに、本県が抱える課題は、世界の課題にも通じるものです。本県の地域課題をSDGsという世界の共通目標に照らして捉えていくことで、県内外の人々と課題を共有するための前提条件をつくることができます。そのような観点から、地域課題を探究する学習を行う際にSDGsの視点を積極的に取り入れていくべきです。

以上のことを踏まえると、「福島ならでは」の教育とSDGsの関係は次のように整理することができます。

²⁵ステークホルダーとは、日本語では「利害関係者」と訳される。SDGsにおいては、国際機関、政府、 地方自治体、企業、大学、NPO、NGO等の多様な関係者が想定されている。

- (1) 本計画に基づく施策を展開することで、SDGsに掲げられた誰一人取り 残さない包摂性のある持続可能な教育環境を目指します。
 - 「福島らしさ」をいかした多様性を力に変える教育に取り組んでいく 上では、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性や個性を 伸ばすことができるようにしていくことが必要です。このような観点か ら、全ての子どもたちに質の高い教育環境を提供します。
 - 教員の志願者確保、長時間労働等の課題を踏まえて、持続可能な教育 環境の構築を目指します。
- (2) 本計画に基づき子どもたちを育成することで、福島県の復興・創生のみならずSDGsの17の目標の達成につなげます。
 - 「福島県で育成したい人間像」は、本県の復興・創生の状況を踏まえて導き出したものです。一方で、前例も正解もない課題に対して試行錯誤しながら取り組んでいく必要があるという点は、本県の復興・創生のみならず、SDGsの17の目標を達成する上でも重要です。
 - 本計画に基づき子どもたちを育成することで、SDGsの17の目標の達成につなげます。
- (3) SDGsの視点を踏まえた探究的な学びを推進します。
 - これまで本県では、地域課題を探究する学習を推進してきていますが、 各教科等における探究的な学びのテーマとしてSDGsの視点を取り入れ ることで、ローカルな課題とグローバルな課題を結び付ける学習活動が 広がりつつあります。
 - これによって、本県の地域課題を、学校と家庭、地域はもとより、県外、海外の方々と共有し、対話や協働を行っていくための前提条件をつくることができます。
 - こうした学びを継続することにより、学校と家庭、地域などと協働する相互に開かれた体制づくりにもつなげていきます。

こうしたことを踏まえて、学校の学びにSDGsの視点を取り入れることを推進します。

第4章 施策の展開

○施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する

予測が困難な変化の激しい社会においては、生きて働く「知識及び技能」はもとより、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、学びを人生や社会にいかそうとする「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力を育むことが必要です。

このため、様々な教育活動の中で対面とオンライン、紙とデジタル等を組み合わせ、画一的な一方通行の授業等から個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育成します。

【主な取組】

□ 学校段階を見通した確かな資質・能力の育成

・ 幼児教育段階から非認知能力を育成するとともに、幼児教育で育まれた 資質・能力の基礎を小学校以降の教育に効果的につなぐ取組を推進します。 また、幼小中高が連携し、「知識及び技能」に限らず、「思考力、判断力、 表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の、変化の激しい社会にも対応 できる資質・能力の育成を図ります。

□ 複雑な社会の課題を主体的に解決する力の育成

・ 文理横断した知見を必要とする複雑な社会の課題に対して主体的に向き合い、解決する力を育成するため、プロジェクト学習(SDGsの視点を活用した地域課題解決学習、校則や制服等に係る学校運営に生徒が主体的に参画する活動等)やコミュニケーション教育(演劇教育、哲学対話等)等を、学校の実態に応じて推進します。

□ ICT活用などによる学びの変革

- ・ 1人1台端末の導入等を踏まえ、発達段階を踏まえつつ、これまでの対面での教育とICTを取り入れた教育、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた個別最適化された学び、遠隔地や他校との交流も含め多様性をいかす協働的な学び、新たな価値を創造する深まりのある探究的な学びを実現する取組を推進します。
- ・ ICTの利活用が学習や生活を豊かにする反面、SNS等に起因するいじめ や犯罪被害等が生じている状況を踏まえ、専門家等とも連携しながら、情 報活用能力(児童生徒が情報手段を適切に活用できる力や、自他の権利を 尊重し、情報社会での行動に責任を持ち、危機を回避する等情報を正しく 安全に利用するための情報モラル等)を育成します。

□ 創造性あふれる人材の育成

- ・ STEAM教育²⁶の充実、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)²⁷や福島イノベーション・コースト構想による取組、海外研修を始めとした国際交流等の学校の実態に応じた取組によって、創造性あふれ、新たな価値を生み出す、地域や社会をけん引するリーダーを育成します。
- ・ 卒業生との交流等を始めとした取組によりキャリア教育²⁸を充実すると ともに、本県の産業を支える人材を育成するため産業教育の充実を図りま す。

□ エビデンス(根拠)に基づいた教育施策の推進

・ 算数・数学、英語が苦手な子どもが多い、読解力の低い子どもが少なからず存在しているといった本県の教育の弱みを克服するため、ふくしま学力調査やリーディングスキルテスト²⁹等の結果から、各学校における指導と子どもたちの学力の関係、地域課題探究活動等の探究的な学びと卒業後の進路との関係を客観的なデータに基づいて検証し、より効果的な施策や指導を全県で共有することで、本県の子どもたち一人一人の資質・能力を伸ばす教育を推進します。あわせて、探究学習等によって育まれる高校生等の資質・能力を評価するための方法(ルーブリック等)に関する研究を行います。

○施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する

学校は、学力保障、人とのつながりや体験の保障、社会のセーフティネットなどといった多様な役割を果たしていますが、基本的には学校以外が担うべき業務も含めて膨大な業務を学校が担っている現状があります。学校の強みは子どもに伴走し個性を引き出す教員の存在であり、そのような強みを発揮し、「子どもたち一人一人に必要な力を確実に育成していく」という本来の学校の役割を果たすことができるよう、教員、保護者、地域等が広く認識を共有し、学校の在り方を変革していくことが必要です。

働き方改革の推進や教員の養成・採用・研修の充実等により学校の在り方を変革し、教員が主体的に学び、やりがいを持って働くことができる持続可能な教育

²⁶STEAM教育とは、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、哲学、芸術、歴史などの教養 (Art・リベラルアーツ)、数学 (Mathematics) の諸領域・各教科等を横断しながら、実社会での課題発見・解決に必要となる本質を見抜き考える力や新たな価値を生み出す創造力等を育む教育。

²⁷スーパーサイエンスハイスクールとは、文部科学省が平成14(2002)年度より開始した、科学技術や理科・数学教育を重点的に行う高校を指定する制度のことで、SSHと略記される。

²⁸新学習指導要領では、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて充実を図ることとされている。

²⁹リーディングスキルテストとは、「日本語のルールに従って教科書の文章を読むことができない生徒がいるのではないか」という仮説からスタートした「基礎的な読む力」を測るテスト。文章に書かれている意味を正確に捉え、新しい知識を身に付けるために必要な「骨太の読む力」を科学的に測定・診断する。

環境を構築することで、教員の力、学校の力を最大化します。

【主な取組】

□ 教職員の働き方改革の推進

・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に 基づく指針等を踏まえ、部活動の在り方の見直しを始めとした働き方改革 を推進し、教職員の心身の健康の保持や児童生徒と向き合う時間の確保、 積極的な自己研さんの時間の確保等によって、質の高い教育活動を展開し、 学校全体の教育力を高めます。

□ 教員の養成・採用・研修

- ・ 教員採用試験において、一般選考に加え、教職経験者、スポーツ・芸術等の特別選考を実施し、深い専門性や実践的指導力のある教員の採用に努めるとともに、地域採用枠等を設けるなど志願者の確保に努めます。加えて、県立高等学校に教育コースを創設することによって、教員の魅力を発信します。
- ・「福島ならでは」の教育の実現に向けて、教職大学院との連携による「校 長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、教員の勤務年数 等に応じて身に付けるべき資質・能力を明らかにし、これに基づく研修の 充実を図るなど、教員自身が学び続けることによる資質向上を促進すると ともに、個々の教員の強みを伸ばし、多様化、複雑化する教育ニーズに対 応します。

□ チームとしての学校マネジメントの推進

- ・ 学校の抱える課題が多様化・複雑化している現状に鑑み、学校の指導体制の充実とチーム力の強化を図るため、副校長や主幹教諭、専門スタッフを配置するとともに、外部人材の活用や教員の役割の明確化等を進めます。その上で、きめ細かな指導と迅速な対応ができるよう、教員の主体性を尊重しつつ、校長のリーダーシップによるマネジメントの強化に努めるとともに、学校、家庭、地域などが協働する開かれた体制づくりにつなげます。
- ・ 働き方改革等の推進により教職員の心身の健康保持に努めるとともに、 校内服務倫理委員会等様々な機会を捉えて教職員一人一人の倫理観・使命 感の高揚を図る取組を継続実施することにより、不祥事を起こさない職場 風土の構築と、質の高い教育の原点である児童生徒、保護者、地域との信 頼関係の醸成に努めます。

□ 学校の特色化・魅力化の推進

・ 社会の変化を踏まえた本県高等学校教育の望ましい在り方について検討 し、県立高等学校改革後期実施計画の策定を進めるなど、学校の教育機能 の充実・強化を進めるとともに、県立高等学校普通科へのコース制の導入 や学校設定科目の設置等によって学校の特色化・魅力化を推進します。さらに、スクール・ミッション³⁰やスクール・ポリシー³¹の策定・公表を進めます。

○施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を 力に変える土壌をつくる

誰もが自らの個性をいかし、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、 誇りを持って生き抜き、複雑な社会の課題を解決しながらより良い社会を創造し ていくためには、人権を尊重し、他者との違いを新たな価値を創造するために重 要なものとして受け止め、多様な他者と連携・協働することが重要です。

誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちが、可能性や個性を伸ばすことができるよう、子どもたちの状況に応じた教育機会の提供や支援を行うことで、多様性を力に変える土壌をつくります。

【主な取組】

- □ 地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実
 - ・ インクルーシブ教育システム³²の理念を踏まえ、通常の学級、通級による指導³³、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場や交流及び共同学習の一層の充実・整備を着実に推進します。あわせて、「第二次福島県県立特別支援学校全体整備計画」に基づく特別支援学校の整備を進めます。
 - ・ 障がいのある子どもたちが豊かに暮らすために、個別の教育支援計画及 び個別の指導計画の活用や引継ぎにより、質の高い授業と合理的配慮³⁴の 提供等によるきめ細かな指導を実現するとともに、医療・福祉・保健・労 働等関係機関との連携を深め、切れ目のない支援の充実を図ります。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒が、地域の学校で学ぶことができる環境を整備します。

- ・ 県立高等学校における通級による指導の充実等により、特別な支援を必要とする生徒の卒業後を見据えた適切な指導や必要な支援を実施していくための体制の構築を進めます。また、高等学校と特別支援学校の併設校を中心に、交流及び共同学習を進め、多様性を認め合う特色ある学校づくりを行います。
- ・ 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導を担当する教員の特別支

³⁰スクール・ミッションとは、各高等学校の社会的役割等を示すもの。

³¹スクール・ポリシーとは、各高等学校で策定する「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受け入れに関する方針」のこと。

³²インクルーシブ教育システムとは、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

³³通級による指導とは、小学校又は中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場で行う指導形態のこと。

³⁴合理的配慮とは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

援学校教諭免許状所有率を高めるとともに、特別支援教育に関する教員の 専門性の向上に努めます。

□ 不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実

- ・ 不登校及びその傾向のある児童生徒へのスペシャルサポートルーム³⁵の 活用や、帰国児童生徒や外国人児童生徒への日本語習熟のための授業等個 別支援を進め、市町村や民間団体等と連携しながら学びの機会を確保する ための取組を県内に普及させます。
- ・ いじめの未然防止・早期発見や組織的な対応を進めるとともに、児童生 徒一人一人が主体となって活躍できる魅力的な学校づくりを進めます。
- ・ 道徳教育の充実、体験活動、読書活動の推進などにより、思いやりの心などの豊かな心の育成を図ります。また、被災した児童生徒を始め、子どもたちの心のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置する等教育相談体制の充実を図ります。
- ・ 虐待、ヤングケアラー³⁶等を始めとする複雑化した問題によって困難を 抱える子どもたちや、性自認に悩みを抱える子どもたち等、多様な子ども たちがいる現状を教育関係者が広く認識し、それぞれの子どもの個性を尊 重します。また、それぞれが自分らしく学校生活を送り、主体的な進路決 定を行うことができるよう、子どもたちの異変の早期発見、心のケア、学 習支援、進路相談等に取り組むための体制を強化するとともに、学校と福 祉、警察等の官民の関係機関が適時連携して対応します。

□ 家庭教育支援、家庭の経済的支援の充実

- ・「親の学び」を支援するために、各地域で主体的に家庭教育³⁷を支援する 学習プログラムの活用、親を支援する家庭教育支援者のスキルを高める研 修会等の実施、「福島県家庭教育支援チーム」の登録制度の運用等により、 PTAと連携し、県内の家庭教育支援の充実を図ります。
- ・ 被災した子どもたちに対する就学援助や、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難と認められる生徒に対する奨学資金の貸与等を行います。

○施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」 教育を推進する

福島県で学んだ子どもたちが福島県に誇りを持つことができるよう、学校と地

³⁵スペシャルサポートルームとは、不登校対応に特化した教員を希望する学校に対して教員を加配し、 加配教員が専任教員となり児童生徒の支援に当たるもの。

³⁶ヤングケアラーとは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで自らの育ちや教育に影響を及ぼしている子ども。

³⁷子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付けるための、保護者が子どもに対して行う教育。

域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びの推進等により、「福島を生きる | 教育を目指します。

また、東日本大震災から10年が経過し、東日本大震災・原子力災害の経験や記憶のない子どもたちが増えていくことに鑑み、東日本大震災・原子力災害の事実や本県の現状を自らの言葉で説明するために必要な力を育成します。

【主な取組】

□ 学校と地域の連携・協働の推進

- ・ 地域コーディネーター³⁸の配置や、コミュニティ・スクール³⁹の導入等により、地域住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進し、子どもが学校外の大人と交流したり相談したりできる体制の構築を目指すとともに、各校の特色化や魅力化を図ります。
- ・ 地域課題探究活動の推進により郷土理解を促進するとともに、失敗を克服する経験の少ない子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を 図ります。

□ 東日本大震災・原子力災害の教訓の継承、福島の今と未来の発信

- ・ 被災地や震災関連施設等を訪問し、被災者や避難者と交流・協働する探 究的な学び等を通して、他者の痛みを理解し、地域の復興について主体的 に考え、県内外の方々と交流し、福島の今と未来を発信する活動を支援し ます。また、防災や放射線等に関する基礎的な知識を身に付けるとともに、 地域と連携し、災害時等に命を守るために自ら考え、判断し、行動できる 力を育成します。
- ・ 東日本大震災・原子力災害の事実や教訓を継承・発信するため、次世代 を担う高校生の「語り部」活動に向けた研修や県内外の高校生等との交流 を支援するとともに、震災関連施設等を訪問する教職員研修等を行います。

□ 福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成

- ・ 小・中学校における理数教育、放射線教育や防災教育、高等学校における各校の専門性をいかした学校間や企業等との交流・連携、課題探究型の 学習等を推進することにより、チャレンジ精神を持ってイノベーションを 生み出し、本県の復興・創生に貢献する人材を育成します。
- ・ 国際教育研究拠点の具体化に向けて、復興庁等の関係省庁と連携すると ともに、大学や浜通り地域等の市町村、地域企業、高等学校などの初等中 等教育機関等が一体となった地域における人材育成を促進します。

³⁸地域コーディネーターとは、地域と学校の連携・協働を推進するため、地域と学校との連絡調整や情報の共有、地域学校協働活動の企画・調整・運営等、地域と学校の橋渡し役として働き掛けを行うもの。

³⁹コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の方々が共に知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域と共にある学校づくり」を進める法律(地教行法第47条の5)に基づいた仕組み。学校運営協議会制度ともいう。

○施策5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる

人生100年時代をより豊かに生きるためには、生涯にわたって心身共に健康で、 自ら学び続け、仕事や趣味の活動、地域への参画・社会貢献等を通し、それぞれ が生きがいを持つことができる環境をつくることが重要です。

このため、健康マネジメント能力など生涯学び続ける力の育成に取り組むとともに、多様なニーズに応えられる社会教育施設の充実や、地域に根ざした文化芸術資源の有効活用等により多様な学びの場をつくります。

【主な取組】

□ 生涯にわたり健康マネジメント能力など学び続ける力の育成

・ 健康長寿県の実現に向けて、児童生徒自らが望ましい運動習慣や食習慣を確立し維持できるよう、自分手帳の活用等を通して自分の健康課題を認識し、その解決に向け積極的に取り組む自己マネジメント能力を育成します。

また、児童生徒の健康保持のため、学校医等を始めとした地域の医療関係者と連携して対応します。

□ 地域における多様な活動機会の充実

・ 放課後や週末等において、安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校 が連携・協働して、学習や様々な体験・交流活動(地域の伝統継承等を含 む。)を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動に取り組みます。

□ 生涯学習の機会の充実

- ・ 県の施設、公民館、大学などにおいて、様々な講座やセミナーを開催し、 県民に対してライフステージに応じた生涯学習の機会を提供します。ま た、市町村などと連携して生涯学習の機会の情報提供を行います。
- ・ 多様な学習ニーズに応えられるよう、社会教育の担い手の養成やその資質向上を図り、県民一人一人の学びを支援します。

□ 地域に根ざした文化の継承と活用

- ・ 文化財保存活用大綱に規定した県全体の理念や基本方針の下、本県の特色ある文化財の確実な保存・継承のために、市町村の文化財保存活用地域計画作成を促進します。また、市町村と県がそれぞれの役割を認識し、保存と活用を推進することで、地域におけるひとづくり、まちづくりとの連携を図ります。
- ・ 県立図書館、県立美術館、県立博物館、県文化財センター白河館、東日本大震災・原子力災害伝承館等において、本県の歴史や文化の継承と関連 資料の収集・保存・活用を行います。

○施策6 安心して学べる環境を整備する

子どもたちが、どの地域の学校でも安心して学ぶことができるよう、少人数教育の充実、施設・設備の整備に取り組みます。

また、公教育の重要な一翼を担う私立学校については、私学助成等を通じて振興を図ります。公立大学法人についても支援を行うことを通して、各分野で活躍できる人づくりを進めます。

【主な取組】

□ 少人数教育の充実

・ 少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、遠隔合同授業等による過疎・ 中山間地域等における「極」少人数での学びの充実のための取組を支援し ます。

□ 避難地域12市町村などの特色ある教育

- ・ 避難地域12市町村の小中学校における特色あるカリキュラムの編成、実施等地域とのつながりを深める教育や魅力ある学校づくりを行うために必要な取組を支援します。
- ・ 旧避難指示区域等における休校中の6つの高等学校については、今後の 地域の復興の進展、住民の帰還状況、小中学校の再開状況等を考慮しなが ら、今後の在り方を検討していきます。

□ 学びを支える施設設備等の整備

- ・ 市町村立学校については、一部耐震化が遅れていることから、可能な限り早期に耐震化が図られるよう、市町村と協力しながら取り組んでいきます。
- ・ 県立学校については、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に取り 組み、施設の長寿命化を図るとともに、バリアフリー化を進める等学びの 環境を整備します。

□ 防災、危機管理などの安全安心な学校づくり

- ・ 様々な災害が発生した際に、児童生徒が自らの判断で適切に対応したり、 様々な事件・事故に遭わないよう行動したりできるようにするため、発達 段階に応じた能力の育成や意識の向上を図ります。また、教職員一人一人 の危機管理能力を向上させることにより、学校全体で児童生徒の命を守る 防災・防犯体制の強化、学校事故の未然防止等、学校の安全性向上に努め ます。
- ・ 児童生徒一人一人が、自分らしく、安心して、学んだり生活したりできるよう、児童生徒の可能性を信じた指導の徹底を図るとともに、学校の教育相談体制の充実を図ります。

□ 私立学校の教育条件の維持・向上

・ 私学助成の充実や安定的・継続的な教育環境を確保するための取組など への支援により、私立学校の振興を図ります。

□ 公立大学における人づくり

・ 公立大学では、医学、看護学、保健科学、コンピュータ理工学、幼児教育学などの分野で、地域に貢献できる人づくりを行います。また、県内外の国立・私立大学などとの連携を推進していきます。

指標一覧

福島県の教育の動向を点検・評価していく上で一定の参考となると考えられ、計画期間中、継続的に数値として公表可能なものを指標として記載しています。なお、実際に毎年度の計画の進捗状況を検証する上では、本指標だけではなく、当該時点での最新の定量的・定性的な事柄を総合して点検・評価を行うことが必要です。加えて、指標の数値が一定程度改善されたとしても、その結果として望ましい教育が実現されたかという観点について総合的に捉えて点検・評価していくことが必要です。

【児童生徒に関する指標】

指標	現況値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連
地域の課題を解決するための提言や、社会 に貢献する何らかの活動を行った生徒 ⁴⁰ の割合(高校在学中)	17.0% (※ 1 ~ 3 年生全体での調 査結果のため参考値) (令和 2 年度)	100%	施策1 施策4
自分にはよいところがあると思う児童生 徒の割合(小・中学校)	小学校 74.2% 中学校 72.9% (令和3年度)	100%	施策1
ふくしま学力調査の結果の経年比較により、学力が伸びた児童生徒の割合 (小・中学校)	小学校 国語 83.5% 算数 73.5% 中学校 国語 76.3% 数学 70.8% (令和3年度)	100%	施策 1
全国学力・学習状況調査 ⁴¹ の全国平均 正答率との比較値 ⁴² (小・中学校)	小学校(6年生) 国語 99 算数 95 中学校(3年生) 国語 101 数学 96 (令和3年度)	102以上 100以上 102以上 100以上	施策1 施策4

⁴⁰全日制は3年生、定時制は4年生を調査対象とする。

⁴¹知識・技能等に加え、知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等を問う出題となっている。

⁴²全国の平均正答率を100とした場合の本県の比較値。

指標	現況値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連	
全国学力・学習状況調査の結果の上位層 と下位層の児童生徒の割合 ⁴³	小学校国語(全国) 上位層35%(37.1%) 下位層22%(20.9%) 小学校算数 上位層26%(31.4%) 下位層25%(21.5%) 中学校国語 上位層34%(34.5%) 下位層17%(18.7%) 中学校数学 上位層26%(30.4%) 下位層21%(18.6%) (令和3年度)	上位層の児童 生徒の割合を 全国平均以上 下位層の児童 生徒の割合を 全国平均以下	施策 1	
中学3年生のうちCEFR A1以上(英検3級以上相当)高校3年生のうちCEFR A2以上(英検準2級以上相当)の英語力を有する生徒の割合	中学校 37.3% 高等学校 34.7% (令和元年度)	50.0%	施策1 施策4 施策5	
家で自分で計画を立てて勉強している児 童生徒の割合(小・中学校)	小学校 81.9% 中学校 69.6% (令和3年度)	100%	施策1	
全国体力・運動能力、運動習慣等調査に おける新体力テストの全国平均との比較 値4(小・中学校)	小5男子 98.9 小5女子 101.1 中2男子 99.3 中2女子 100.1 (令和元年度)	100.0以上 101.9以上 100.0以上 100.2以上	施策1 施策5	
肥満傾向児出現率の全国平均との比較値 ⁴⁵ (幼・小・中・高)				
朝食を食べる児童生徒の割合 (小・中・高・特別支援学校)	96.5% (令和2年度)	100.0%	施策3 施策5	

⁴³全国平均に基づく正答数の四分位に対応する上位層、下位層の割合のため、各25%にならない場合が

⁴⁴全国の平均体力合計点を100とした場合の本県の比較値。 45全国の平均出現率を100とした場合の本県の比較値。

指標	現 況 値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連
不登校の児童生徒数46 (1,000人当たり)	小·中学校 17.8人 高等学校 7.3人 (令和2年度)	数値は毎年度 把握し分析する (目標値は設定しない)	施策3

【学校に関する指標】

指標	現況値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連
地元自治体や企業等と共に課題解決に向け た学習活動を実施した学校、または探究学 習等を基に地元自治体に政策の提言等を 行った学校の割合 (高等学校)	現況値なし	100%	施策1 施策4
地域の人と連携した授業等を複数回行っ た教員の割合 (小・中・高・特別支援学校)	現況値なし	100%	施策1 施策2 施策4
学校における震災学習の実施率 (小・中学校)	30.7% (参考値) (令和2年度)	100%	施策4 施策6
全国学力・学習状況調査の結果をふくしま学力調査等の結果と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画等への反映を行っている学校の割合	「行っている ⁴⁷ 」 小学校 95.1% 中学校 91.7% 「よく行っている」 小学校 23.9% 中学校 18.4% (令和3年度)	100%	施策1 施策2
英語担当教員のうち、CEFR B2以上(英 検準1級程度以上)の英語力を有する教 員の割合	中学校 23.3% 高等学校 55.0% (令和元年度)	50.0% 80.0%	施策1 施策2
授業にICTを活用して指導できる教員の 割合 (小・中・高・特別支援学校)	63.7% (令和元年度)	100%	施策1 施策2

⁴⁶年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数。なお、別室登校、オンライン、フリースクール等により出席扱いとなった者は含まない。47「行っている」の回答割合には、「よく行っている」の回答割合を含む。

指標	現況値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連
児童生徒がコンピューター等のICTを活用する学習活動を行う回数(1クラス当たり)	「ほぽ毎日」 小学校 35.2% 中学校 53.9% 「週1回以上」 小学校 46.8% 中学校 34.1% (令和3年度)	「ほぽ毎日」 100%	施策 1
児童生徒が自身の健康課題を認識し解決 する力を育成するため、自分手帳を活用 している学校の割合	小学校 95.5% 中学校 87.9% 高等学校 23.3% (令和2年度)	100%	施策 1 施策 5
個別の教育支援計画の引継ぎ率 (幼・小・中・高)	71.3% (令和 2 年度)	100%	施策3
時間外勤務時間月80時間及び45時間を超 える教職員の割合	80時間超 小学校 5.4% 中学校 31.1% 高等学校 12.8% 特別支援学校 2.9% 全体 12.1% 45時間超 小学校 46.5% 中学校 70.8% 高等学校 46.3% 特別支援学校 23.0% (令和 2 年度)	80時間超 全て0% 45時間超 全で現況値3 全で現況値3 分の1以下 (令和6年ほよ時 成後も80時間 超0%時間超 び45時間超 が45時間超 が減少を目指す)	施策 2

【地域に関する指標】

指標	現 況 値	目標値 (令和12年度)	施策との 主な関連
県立美術館、県立博物館、県文化財センター の入館者数 ⁴⁸	美術館 11,915人 博物館 65,632人 文化財センター 11,249人 (令和2年度)	100,000人 129,000人 30,000人	施策5
市町村における文化財保存活用地域計画 を作成した市町村数	0 (令和3年度)	10	施策5

⁴⁸令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響や、美術館では改修工事のための7か月間の休館期間があり、例年と比べ利用者数が減少している。

参考 県民の皆さんの声

本計画の策定に当たっては、多くの県民の方々に参加していただきました。

第7次福島県総合教育計画策定に関する策定懇談会での議論、高校生ワークショップや教育公聴会等を通し、県民の皆さんから「10年後の福島県の教育の姿」についてたくさんの御意見を頂きました。

【高校生ワークショップでの意見】

【概要】

全ての県立高校(定時制・通信制含む)及び希望する私立学校から「ふくしまの教育に関する提案書」を提出していただいた後、提案書の審査により選出された代表生徒12名により、令和2年12月にワークショップを開催しました(新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの実施)。

代表生徒は、オンラインによる事前ミーティングを重ね、当日はグループによるディスカッションの後、教育長・教育委員・教育庁幹部に対し発表を行いました。

Aグループ「僕らが願う未来の学び方|

【現状と課題】

- ・ 受け身の授業は新しい出会いのない授業である
- ・ 入試を念頭に正解を求めるため間違うことをためらう
- · SNS等によるやりとりで、対面でのコミュニケーション能力が低下

【提案】

- ・ 学校同士の連携により他校の授業を受講、ICTを活用した授業動画、WEB会議等によるコミュニケーションでの新たな学習スタイルを確立する
- ・ 地域による教育格差の減少や、多くの人と関わり必要な力の育成ができる、より理解しやすい形の 教育を提供する

Bグループ「個人を尊重できる社会へ向けて」

【現状と課題】

- · SNSの普及による「いじめ」の多様化、違いを許さないことによる同調・横並び指向
- ・ 制服と私服の選択制等多様性を認めること、考え方や価値観の違いを認めるための真の人間力が必要 【提 案】
- ・ 幼少時からの家庭教育(情操教育)のサポートや舞台芸術による感情を揺さぶられるような体験が 有効である
- ・ 人と人の関わりの大切さや違いを受け入れる道徳に関する教育の見直し、人を尊重できる豊かな心を育む場所の提供をするべきである

Cグループ「学校の外と中をつなぐ」

【現状と課題】

- ・ 狭い視野でしか物事を考えることができないことがある
- ・ 小学校、中学校、他の高校、卒業生との関わりが少なく、日頃から色々な価値観に触れる機会が少ない

【提案】

- ・ SNSを利用した意見交換・発表をする、部活動や授業、ボランティア活動を通じて「知る機会」を増 やす
- ・ 壁のないみんなが過ごしやすい未来、障がいの有無に関わらずイキイキと暮らせる、人間的に豊か で寛容な人があふれる未来にする

【教育公聴会での意見】

【概要】

「はま・なか・あいづ」の県内3地域において、総合教育計画(中間整理)について、多様な立場の県民の方々から意見を伺いました。(新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインでの実施)。

実施日: 令和3 (2021) 年8月16日、17日、20日 参加者数: 合計29名

〈主な意見〉

- ・ 個別化を図った教育等は保護者としては心強いが、教職員の多忙化解消との両立が課題
- ・ 小規模校のデメリットを解消する工夫を行い、小人数教育としていかしてほしい
- ・ 互いの個性を認め合い、共に高め合う、人とのつながりを実感できる学校をつくってほしい
- ・ コミュニケーション能力や読解力が不足している
- ・ 様々な環境変化に対応できるよう幼児期からの教育が必要
- ・ 今よりも双方向で、生徒の個性を認める教育にする
- ・ 自然とテクノロジーが共存した学習が必要
- ・ 地域と関わり、地域と共にある学校がふさわしい
- ・ 対話と協働にはICTの活用が有効
- ・ 体験や経験の機会や、多方面からの意見に触れる機会を増やすべき
- ・ 「人の痛みの分かる」教育により、課題に真摯に向き合い、福島で生きる意味になるのではないか
- · SDGsを知る教育に留まっているため、学校で実践にも取り組んでほしい
- ・ どこで学ぶかではなく、何を学ぶかが大事
- ・ 魅力ある学校のために選択授業の幅を広げるべき
- 教育環境のハード面、ソフト面での整備が必要
- ・ 特別支援学校の整備を早期に進めるべき
- ・ 交流及び共同学習の更なる充実が必要
- ・ 震災から学んだ教訓、改善策を次世代の学習に取り入れる
- ・ 福島県の防災意識が低いことは問題

【県民意見公募(パブリック・コメント)での意見】

【概要】

総合教育計画(中間整理)について公表し、県民の皆様から広くご意見を募集しました。

募集期間:令和3(2021)年7月26日~8月25日

募集対象:・福島県内に住所を有する個人及び団体

- ・福島県内の事業所や学校等に通勤・通学している方
- ・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により福島県外に避難して いる個人及び団体

提出意見数:23件

〈主な意見〉

- · 学びは一人一人の人生を豊かにするものであるという視点をもう少し強調すべき
- ・ 教員の勤務環境の整備を明記する
- ・ 働き方改革を推進するために、時間外勤務時間の上限を厳守するべき
- ・ PTAと連携して情報を発信することで、家庭・PTA・学校みんなで児童の健やかな成長を応援できる
- ・ 再生可能エネルギーについて、福島ならではの教育に追加をするべき
- ・ 震災の事実や教訓の継承・発信はどのようなものを想定しているか
- ・ 少人数によるきめ細やかな指導体制、過疎・中山間地域の極少人数教育の充実は歓迎する

【市町村からの意見】

【概要】

県民意見公募(パブリック・コメント)に合わせ、総合教育計画(中間整理)について、各 市町村からご意見を伺いました。

実施期間:令和3 (2021) 年7月26日~8月25日

意見数:12件

〈主な意見〉

- ・ キャリア教育についてもう少し詳しく述べた方がよい
- ・ 「福島を生きる | 教育の推進には、子どもたちの生きる地域性が尊重されるべき
- ・ 多様化・重度化する医療的ケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を踏まえ、医療的ケア体制の充 実に言及するべき

【県政世論調査の結果】

調査対象:満15歳以上の男女個人

配布数:1,300人 回収数:838人(回答率64.5%) 調査期間:令和2(2020)年7月21日~8月4日

- (1) 福島県の教育に対する評価 (『実践されている』が40%以上のもの)
 - 学校の安全性(災害、犯罪等への備え)(41.3%)
 - · すこやかな体を育む教育(41.2%)
 - ・ 基礎的な学力の定着を図る教育(41.0%)
 - · 豊かな心を育む教育(40.6%)
 - ・ 学校と家庭・地域の連携(40.5%)
- (2) 福島県の教育に対する評価(『実践されていない』が30%以上のもの)
 - ・ 不登校やいじめ、経済的な困難を抱えるなど多様な児童生徒への対応 (35.0%)
 - ・ 教師の働き方改革 (33.5%)
 - ・ 情報リテラシーや情報モラルに関する教育(32.8%)
 - ICTを活用した教育(32.1%)
 - ・ 特色ある学校づくり(学校の特色化・魅力化)(32.0%)
 - ・ 障がいのある人もない人も「地域で共に学ぶ」教育(30.3%)
- (3) 重要だと思う教育施策(20%以上のもの、複数回答可)
 - ・ 基礎的な学力の定着、課題解決力や社会的実践力の育成(46.8%)
 - ・ 豊かな心を育む教育(道徳教育、キャリア教育など)(44.0%)
 - ・ 学校の安全性(災害、犯罪、いじめ等への備え)(22.9%)
 - ・ 意欲や熱意のある教職員の確保、教員研修の充実(22.1%)
 - ・ ICTを活用した教育、SNSやインターネットなどの情報モラル教育(20.9%)
- (4) 今後取り入れていくべき学び方(10%以上のもの)
 - ・ 教員、専門スタッフ、地域ボランティア等を含めて、子どもの特性に合わせてきめ細かな指導を 行う体制の整備(36.4%)
 - ・ グループ学習等により意見交換をしたり、年齢や障がいの有無を越えて交流したりする機会の充実 (16.2%)
 - ・ プレゼンテーションや論文をまとめること等により、自分の考えを発表する機会の充実(11.2%)

第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会委員名簿

懇談会最終回の開催日(令和3年11月8日)現在

(敬称略 五十音順)

氏 名	役 職 名
青砥和希	一般社団法人未来の準備室理事長
安 斎 康 史	福島民報社編集局長 (令和2年6月30日~)
小 野 広 司	福島民友新聞社執行役員編集局長
黒 川 佳 子	福島県立あさか開成高等学校長
小檜山 宗 浩	国立大学法人福島大学特任教授、前福島県立聴覚支援学校長
齋 藤 雄一郎	株式会社三和製作所代表取締役
佐 藤 房 枝	福島県家庭教育インストラクター (令和2年10月13日~)
髙 瀬 芳 子	大熊町教育委員会スクールソーシャルワーカー
◎谷 雅泰	国立大学法人福島大学副学長 (令和3年1月8日~)
丹 野 香須美	福島県文化財保護審議会委員
伏 見 珠 美	福島市立福島第二小学校長
伴場賢一	一般社団法人Bridge for Fukushima代表理事(公募)
森涼	福島県私立中学高等学校協会会長(学校法人石川高等学校長)
○渡 部 早 苗	前南会津郡只見町教育委員会教育長

◎座長、○副座長

第7次福島県総合教育計画策定に関する懇談会旧委員名簿

(敬称略 五十音順)

				,	
	氏	名		役職名 ※役職名は退任当時のものです	就任期間
内	Ħ	広	-	国立大学法人福島大学理事・事務局長	令和2年6月16日~
	Ш	14	K	国立八子伝八佃岛八子连事	令和2年12月25日まで
並か	ш		炎	福島民報社編集局長	令和2年6月16日~
鞍	田		災	佃	令和2年6月22日まで
Ll':	澤	пж	本	福島県PTA連合会顧問	令和2年6月16日~
成	(辛	勝	蔵	海局県FIA建行云側門	令和2年10月7日まで



福島県教育庁 教育総務課 〒960-8688 福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7759 FAX 024-521-7969

E-mail: k.kouhou@pref.fukushima.lg.jp

ホームページアドレス:https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/

